

一般社団法人長野県農業会議 第91回常設審議委員会の概要

令和5年10月13日(金)に長野市「JA長野県ビル」において開催した、第91回常設審議委員会の審議結果等の概要は下記のとおりです。

記

1 農地法等に基づく審議

(1) 第1号議案(資料正-②)

農地法第4条の規定に基づく農業委員会からの意見聴取案件について審議した結果、「許可相当」として意見回答することを決定しました。

(2) 第2号議案(資料正-③)

農地法第5条の規定に基づく農業委員会からの意見聴取案件について審議した結果、全て「許可相当」として意見回答することを決定しました。

2 協議事項

(1) 令和6年度一般社団法人長野県農業会議会費(案)について(資料④)

(2) 第8回長野県農業委員会大会の内容等について(資料⑤)

(3) 令和5年度全国農業委員会会長代表者集会の対応について(資料⑥)

資料④～⑥により説明し原案どおり承認されました。

3 その他

農業者年金の加入推進及び「雇用就農資金」令和5年度第3回募集について
(資料⑦)

一般社団法人長野県農業会議 第91回常設審議委員会 出席者名簿

期日 令和5年10月13日
場所 JA長野県ビル12A

■常設審議委員 在籍者29人、出席者25人

○印は出席者

		氏 名			
正副会長	23 (会 長) 望月 雄内 ○	1 (副会長) 市川 覚 ○	8 (副会長) 田中 悦郎 ○		
	2 小山田 武 ○	3 伊藤 利孝 ○	4 小泉 幸善 ○		
常設審議委員	5 有馬 久雄 ○	6 高田 清人 ○	7 伊藤 兼彦 ○		
	9 中島 完二 ○	10 伊藤 宏昭 ○	11 保木野 幸雄 ○		
	12 藤沢 勉 ○	13 青木 保 ○	14 佐野 啓明 ○		
	15 松永 晋一 ○	16 神農 佳人	17 中村 光男 ○		
	18 千國 茂	19 宮澤 清志 ○	20 小林 安男 ○		
	21 所 弘志	22 武重 正史 ○	24 畠田 武司		
	25 金子 ゆかり ○	26 浅田 みさ子 ○	27 沼田 浩子 ○		
	28 小林 文彦 ○	29 伊藤 洋人 ○			
事務局	県農政部農業政策課 ・丸田慎太郎 農地調整係長、北澤智美 行政事務員				
	伊藤洋人 専務理事兼事務局長(前掲)、中島健貴 参事兼部長、小林佳昭 部長、 神林公雄 部長、山際義人 部長代理、土屋剛志 次長、森住浩光 審議役、 松田美夏 係長、高橋一輝 主事、倉田幸代 囑託				

一般社団法人長野県農業会議 第91回常設審議委員会次第

日 時：令和5年10月13日（金）13:30～
場 所：長野市「JA長野県ビル 12A会議室」

1 開 会

2 挨拶

3 会務報告

4 議長就任

5 議事録署名人指名

6 審 議

第1号議案
農地法第4条の規定による意見回答について

第2号議案
農地法第5条の規定による意見回答について

7 協議事項

- (1) 令和6年度一般社団法人長野県農業会議会費（案）について
- (2) 第8回長野県農業委員会大会の内容等について
- (3) 令和5年度全国農業委員会会長代表者集会の対応について

8 その他

- (1) 農業者年金の加入推進及び「雇用就農資金」令和5年度第3回募集について
- (2) 次回の開催計画について
11月15日（水）13:30～ JAビル12A

9 議長退任

10 閉 会

主 要 会 務 報 告

(令和5年9月15日開催の常設審議委員会以降)

1 主催会議

(1) 総務・情報部関係

9月15日	第90回常設審議委員会	(長野市)
9月25日	全国農業新聞普及巡回	(坂城町、信濃町)
9月26日	県農業会議職員研修会	(長野市)
9月27日	〃	(栄村、高山村)
9月28日	〃	(伊那市)
9月29日	〃	(上田市、下條村、泰阜村、阿南町、松本市、塩尻市)

(2) 農政・農地部関係

9月15日	県農政部との意見交換会	(長野市)
9月19日	農地利用の最適化活動に係る活動記録の徹底に向けたWeb会議	(Web)
10月 5日	「地域計画」に係る効率的な「協議の場」の進め方研修会	(長野市)
10月 6日	〃	(伊那市)
10月 6日	地区常設審議委員会	(小諸市、伊那市、塩尻市、長野市)
10月 6日	農地利用最適化に係る月次情報交換会議	()
10月12日	農業委員会に係る農地法・最適化交付金・促進計画等説明会	(Web)
10月13日	第8回県農業委員大会「第1回運営委員会」	(長野市)

(3) 担い手・経営・年金部関係

9月19日	「雇用就農資金等」現地確認調査	(東信3経営体)
9月21日	農業者年金啓発資料の原稿作成委託事業者の選定に係る企画提案審査委員会	(長野市)
9月21日	「雇用就農資金等」現地確認調査	(南信3経営体)
9月25日	〃	(北信4経営体)
9月27日	農業者年金加入推進特別研修会	(松本市)
9月28日	〃	(長野市)
9月29日	「雇用就農資金等」現地確認調査	(中信4経営体)
10月 3日	「農の雇用事業」及び「雇用就農資金」に係る現地確認指導	(原村)
10月11日	第2回募集「雇用就農資金」雇用就農者研修会及び研修指導者等への事業説明・指導者養成研修会	(長野市)
10月13日	「農の雇用事業」現地確認調査	(東信1経営体)

2 組織関連の会議

9月19日	米政策に係る農業再生協議会担当者会議
9月20日	県農業再生協議会担い手・農地部会第2回事務局員会議 (農地流動化検討会)
9月20日	全国農業新聞総局長会議
9月25日	農業委員会サポートシステム地図機能操作研修会
9月29日	松本市農業委員会事業説明(地域計画の策定)
9月29日	御代田町農業委員会新任委員研修会
10月 3日	県農業法人協会中信地区ブロック会議
4日	〃 南信地区ブロック会議
10月 4日 ～5日	都道府県農業会議職員農政・農地専門地区別会議(中日本ブロッ ク)
10月10日 ～11日	19市農業委員会協議会会長・事務局長合同会議
10月12日	都道府県農業会議会長会議、拡大「農政対策委員会」

3 その他の会議

9月21日	県農業大学校畜産実科授業
10月 6日	県農業大学校実践経営者コース講義
10月10日	JAビル自衛消防防災隊責任者会議



5 長農会議第 23 号の 6
令和 5 年 9 月 15 日

高森町農業委員長 様

長野県農業委員会ネットワーク機構
一般社団法人長野県農業会議
会長 望月 雄内

農地法第 5 条の規定による意見回答について

令和 5 年 8 月 29 日付令 5 高森農委 40-2 号で依頼のありましたこのことについて、令和 5 年 9 月 15 日に開催しました第 90 回常設審議委員会において審議した結果、許可相当としました。

記

1 農地法第 5 条 1 番 許可相当

「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」（平成 30 年 5 月 15 日 30 農振第 78 号・最終改正令和 4 年 3 月 31 日 3 農振第 2887 号 以下、「国通知」という。）に基づき、一時転用許可を受けた者に、営農の適切な継続を確認するため、毎年、農業委員会へ出荷量を証する書面等を添付した「営農型発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る状況報告」を報告させること。

また、報告内容が、太陽光パネル下部の生産量とパネル下部以外の生産量等が明確に判断でき、営農計画書の進捗状況等に沿った内容になるよう御指導願います。

さらに、国通知に基づき農地パトロール等の際に定期的に生育状況等を確認し、営農の適切な継続が確認できないと判断される場合には、必要な指導助言を行うようお願いいたします。

問合先 農政・農地部 (部長) 小林 (担当) 森住 TEL026-217-0291 FAX026-219-2953 E-mail 24nousei@nca.or.jp

正-②

農地法第4条第3項の規定による意見聴取件数・面積一覧表

(令和5年10月)

地区 農業委員会名	市町村数	件数	面積 (㎡)		
			田	畑	計
東信	0	0	0.00	0.00	0.00
南信	0	0	0.00	0.00	0.00
中信	0	0	0.00	0.00	0.00
北信	1	1	0.00	0.33	0.33
須崎市	1	1	0.00	0.33	0.33
合計	1	1	0.00	0.33	0.33

農地法第5条第3項の規定による意見聴取件数・面積一覧表

(令和5年10月)

地区 農業委員会名	市町村数	件数	面 積 (㎡)		
			田	畑	計
東信	2	3	4,390.00	29,496.00	33,886.00
佐久市	1	2	0.00	17,778.00	17,778.00
川上村	1	1	4,390.00	11,718.00	16,108.00
南信	3	3	15,115.00	14,883.00	29,998.00
茅野市	1	1	0.00	14,883.00	14,883.00
伊那市	1	1	3,147.00	0.00	3,147.00
箕輪町	1	1	11,968.00	0.00	11,968.00
中信	2	2	4,980.00	5,537.00	10,517.00
安曇野市	1	1	0.00	5,537.00	5,537.00
大町市	1	1	4,980.00	0.00	4,980.00
北信	1	1	10,202.00	0.00	10,202.00
中野市	1	1	10,202.00	0.00	10,202.00
合計	8	9	34,687.00	49,916.00	84,603.00

令和6年度（一社）長野県農業会議会費の考え方（案）について

令和5年10月13日
第91回常設審議委員会

1 農業委員会協議会（市町村）からの会費

令和6年度の農業委員会協議会（市町村）の会費は、総額 11,035,000 円（前年度同額）でお願いしたい。

（1）会費の算定方法について

令和6年度会費の算定方法は、令和5年度と同様の方法で算定したい。

<算定方法>

① 均等割(@1万円/1委員会)及び、②農家戸数割(50%)と③経営耕地面積割(50%)のシェアで計算

（2）各協議会の会費 別紙

2 農業委員会協議会以外の普通会員（団体会員）からの会費

令和5年度と同額（据置き）を基本とし、各団体に協力を依頼する。

3 農業会議の令和6年度重点取組事項

農業委員会が行う法令業務の適正な執行、農地利用最適化活動の推進に向け、下記の事項を重点的に支援していく。

- ① 令和5年4月に施行された農業経営基盤強化促進法等の改正に伴い、市町村は農業者等の話し合いを踏まえ、令和7年3月末までに「地域計画」を策定することとされ、農業委員会は地域計画に必要な「目標地図」の素案の作成などの役割を担うこととなっている。

令和6年度は、その取組の最終年度となることから、農業委員会業務が適切かつ円滑に実施できるよう農業委員会活動への支援を強化していく。（農業委員、農地利用最適化推進委員への研修充実及び情報提供活動の強化）

- ② 市町村農業委員会事務局のマンパワー不足に向けたサポート、相談活動を強化していく。（巡回相談活動等を実施）
- ③ 農業委員会ネットワーク機構として、全国及び県内市町村の活動の横展開を推進していく。（農業会議だよりの発行、優良事例集の提供など）

(別紙)

農業委員会協議会別の令和6年度農業会議会費(案)について

協議会	令和6年度会費(案) (A) ※2020年センサ適用	令和5年度会費 (B) ※2020年センサ適用	増減額 (A)-(B)
佐久	円 1,670,000	円 1,670,000	円 0
上小	942,000	942,000	0
諏訪	650,000	650,000	0
上伊那	1,162,000	1,162,000	0
南信州	1,013,000	1,013,000	0
木曾地方	226,000	226,000	0
松塩筑安曇	2,047,000	2,047,000	0
北アルプス	556,000	556,000	0
須高地区	372,000	372,000	0
長野	1,558,000	1,558,000	0
北信州	839,000	839,000	0
合計	11,035,000	11,035,000	0

参考

*【農業委員会の体制】令和5年9月1日現在						単位：人
令和5年4月1日の体制(実数)			令和5年9月1日の体制(実数)			比較増減
農業委員 ()女性	推進委員 ()女性	合計(B) ()女性	農業委員 ()女性	推進委員 ()女性	合計(B) ()女性	(B)-(A) ()女性
992 (158)	492 (24)	1,484 (182)	993 (167)	495 (28)	1,488 (195)	4 (13)

第8回 長野県農業委員会大会次第（案）

⑤

日時：令和5年11月21日（火）13:00～16:00

場所：長野市「ホクト文化ホール」

- 1 開 会
- 2 表 彰
令和5年度農業委員等功績者表彰
- 3 情 勢 報 告
農業委員会をめぐる情勢と課題について
（一社）全国農業会議所
- 4 農業委員会憲章唱和
- 5 主催者代表あいさつ
- 6 来 賓 祝 辞
- 7 大会運営委員会報告
- 8 議 長 就 任
- 9 協 議
第1号議案 農地利用最適化の推進に関する要請決議(案)
- 10 議 長 退 任
- 11 農地利用最適化に係る事例発表
(1) 最適化活動の記録について (小谷村農業委員会)
(2) 地域計画の取組について (中川村農業委員会)
- 12 講演「ゼロからの就農の経験から
～農地利用の最適化の実践（新規参入の確保に向けて～（仮題）」
(women farmers japan (株) 代表取締役 佐藤可奈子氏)
- 13 大 会 宣 言
- 14 閉 会

第8回長野県農業委員会大会進行表(案) 20231013

日時 令和5年11月21日13:00~16:00

場所 長野市 ホクト文化ホール

【11:30~大会運営委員会】

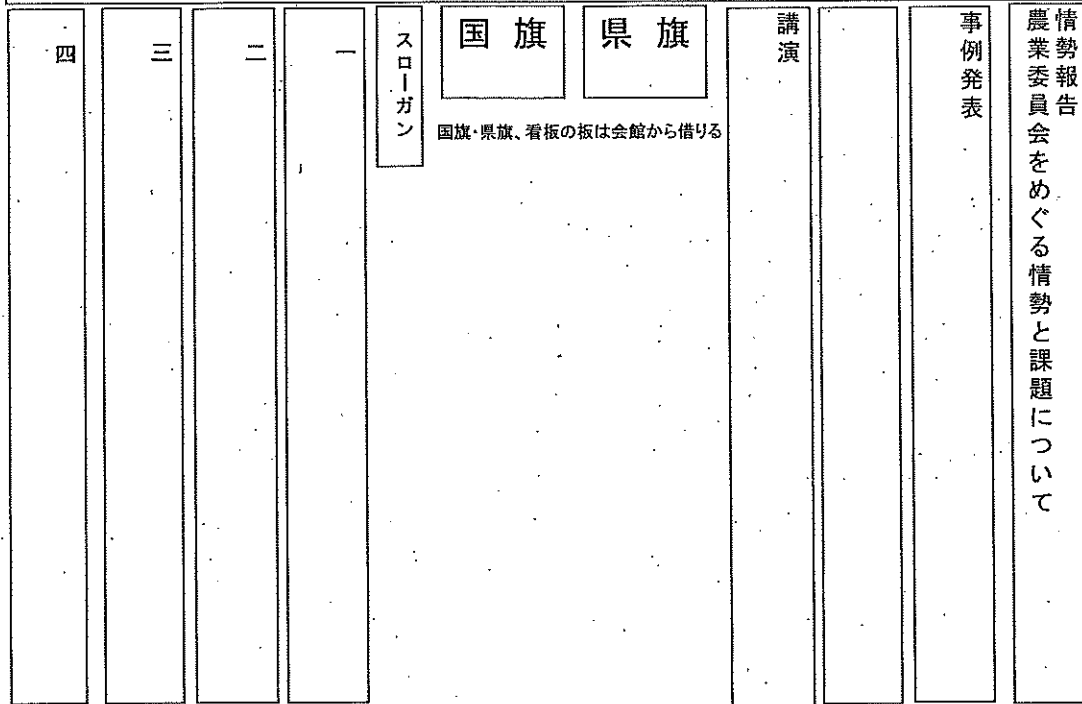
■開場 (12:00)

■場内アナウンス (12:45、12:55)

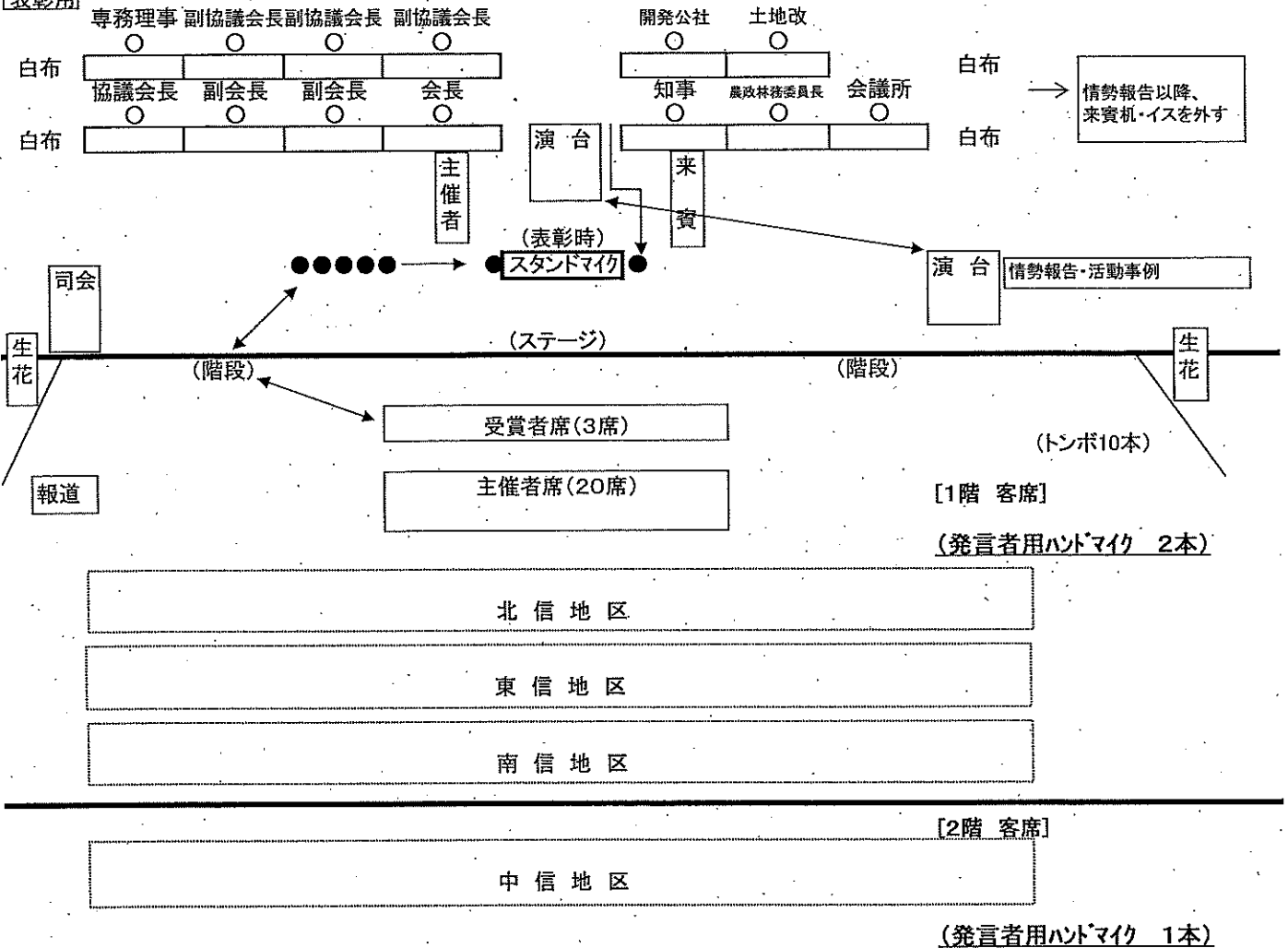
◎ 総合司会：県農業委員会女性協議会 沼田会長

大会次第	担当	時間
1 開会	県農業会議 田中 副会長	13:00~ (1分)
2 表彰 (1) 農業委員等功績者表彰 ア 農林水産大臣表彰 (2名) イ (一社) 長野県農業会議会長表彰 (1名)	堀江部長 → 受賞者へ伝達 望月会長 → "	13:01~ (5分)
3 情勢報告 農業委員会をめぐる情勢と課題について	全国農業会議所 堀江部長	13:06~ (20分)
4 農業委員会憲章唱和	県農業委員会協議会 伊藤利孝副会長(上田市)	13:26~ (4分)
5 主催者代表あいさつ	県農業会議 望月 会長	13:30~ (5分)
6 来賓祝辞 (1) 長野県知事 (2) 長野県議会農政林務委員長 (3) JA長野中央会 (来賓紹介) 3名 (祝電披露) (一部来賓退席予定)	阿部守一 知事 百瀬智之 委員長 千国副会長	13:35~ (15分)
7 大会運営委員会報告	全国農業会議所堀江部長、 農業開発公社小林理事長、 長土連所常務理事 青木 大会運営委員長 (県農業委員会協議会長)	13:50~ (2分)
8 議長就任	有馬会長(伊那市) (就任挨拶)	13:52~ (3分)
9 協議 第1号議案 農地利用最適化の推進に関する要請決議(案)	(説明者) 県農業会議 伊藤専務理事	13:55~ (1分)
10 議長退任	有馬議長 (退任挨拶)	13:56~ (5分)
(休憩) <ステージ整備：演台のみとする>		14:01~ (1分)
11 農地利用最適化活動に係る事例発表		14:02~ (10分)
12 講演「ゼロからの就農の経験から ~農地利用の最適化の実践(新規参入の確保 に向けて~(仮題)」	小谷村農業委員会 中川村農業委員会	14:12~ (44分) (質疑含む)
13 大会宣言	women farmers japan (株) 代表取締役 佐藤可奈子氏	14:56~ (60分) (質疑含む)
14 閉会	県農業委員会女性協議会 浅田副会長	15:56~ (3分)
	県農業会議 田中副会長	15:59~ (1分) (16:00)

第8回 長野県農業委員会大会



お盆2つ
表彰用



【第1号議案】

農地利用最適化の推進に関する要請決議(案)

我が国の農業・農村は、担い手の減少や高齢化、遊休農地の増加などの構造的な課題に加え、ウクライナ情勢等による食料需給の変化、急激な円安の進行による生産資材、燃油の高騰など多くの課題に直面している。

こうした中、政府・国会では、食料・農業・農村基本法政策審議会等において検討を重ね、①食料安全保障の強化、②農林水産物・食品の輸出の促進、③農林水産業のグリーン化、④スマート農業 を食料・農業・農村政策の新たな展開方向の4本柱として示し、来年度の改正基本法案の提出に向け、動きを本格化している。現行基本法制定から20年余を経過し、その間、農業生産基盤の弱体化が進んだため、担い手の育成等農業生産構造の立て直しが必要である。

また、本年4月に改正農業経営基盤強化促進法が施行され、人・農地プランを「地域計画」として法定化し、市町村は令和6年度末までに「地域計画」を策定することとされ、農業委員会は地域計画に必要な「目標地図」の素案の作成などの新たな役割を担うこととなった。

加えて、本県農業は、基幹的農業従事者の6割近くが70歳以上の農業者が占めるなど、急激な高齢化が進んでおり、優良農地の維持はもとより、将来の農業・農村の維持が困難となる地域が生じる恐れがある。

県内では、この秋以降、本格的に「地域計画」の作成に向けた地域の話し合いが始まるが、農業委員会組織として、将来にわたり地域農業を維持し、守るべき農地を次の世代に確実に継承していくため、日々の農地利用の最適化活動で収集してきた農地の情報や、多様な担い手の意向の情報等をもとに作成した「目標地図の素案」を示すとともに、地域の話し合いで説明するなど、地域農業のあり様が地域で共有できるよう取り組むことが必要となっている。

このため、長野県農業委員会組織は、農地利用の最適化の推進に必要な下記の事項の実現を強く要請する。

記

I 食料安全保障の確立について

1 国内生産の拡大による自給率の向上

新型コロナウイルス感染拡大によるサプライチェーン混乱の影響や、ロシアによるウクライナ侵攻、円安など世界情勢の不測の変化や事態を視野に入れた、国民の食料を安定的に確保していくためには、長期的な視点に立った食料安全保障の確立が不可欠である。

このため、食料・農業・農村基本法の見直しなど、食糧需給率の向上をはじめとした食料安全保障の確立に必要な法律等の整備を進めるとともに、関連対策の充実強化を図ること。

また、県内農業の生産性向上対策や、県民に県産農産物を積極的かつ継続的に選択してもらうためのエシカル消費や地消地産の推進・啓発活動の実施など、生産・消費の両面から対策を強化すること。

2 主要農作物等の安定生産のための支援の強化

国民の基礎的食料である主要農作物等の安定生産と食料自給率の向上に向け、主要農産物等（米、麦、大豆、そば等）について、中山間地域等の生産コストを的確に反映した経営所得安定対策の交付単価の見直しを行うとともに、収入保険では対応できない生産費の高騰による所得減少に対応した新たな支援制度の創設を検討すること。

II 農業資材等の価格高騰対策について

1 農業者への支援について

飼料・肥料、燃油など様々な農業資材の価格高騰や電気代の値上がりにより農業経営に深刻な影響が生じており、今後も、更なる価格上昇が懸念されている。

農業資材等の価格高騰は、農家の収支を圧迫し農業継続を困難にする要因の一つであり、ひいては食料自給率の低下にもつながることから、現行の支援対策に加え、価格上昇に的確に対応した継続的な農家支援対策を措置するとともに、備蓄や原材料輸出国との協定の締結など、長期的な視点に立った恒久的な農業資材等の価格安定対策を講じること。

また、農業機械、資材の価格高騰に対応するため農作業機械等のレンタル制度・共同所有への支援を拡大すること。

2 環境保全型農業の推進について

海外からの輸入原料に依存した化学肥料の使用について、可能な限り国内で生産できる有機肥料への転換を進め、輸入せざるを得ない肥料3要素については、輸入先の分散化を図ること。また、IPMの導入などにより化学合成農薬の使用量を削減するため、環境保全型農業の実践に必要な技術開発を加速すること。

III 農地利用最適化を推進するための農地・担い手対策の強化について

1 最適化活動の着実な推進

(1) 農業委員会組織の活動に係る十分な予算の確保

農業委員会と農業委員会ネットワーク機構が実施する農地利用の最適化活動に必要な予算である農地利用最適化交付金、機構集積支援事業、農業委員会交付金及び農業委員会ネットワーク機構負担金の確保に万全を期すこと。

(2) 最適化活動の目標設定について

昨年発出された農林水産省経営局長通知に基づき、農業委員会は毎年度、担い手への農地の集積、遊休農地の解消、推進委員等の活動日数などの目標設定を行い、最適化活動を進めている。

しかし、国の目標設定基準が現場の実態に合わないケースも多く、農業委員・推進委員の活動意欲の低下がみられている。

このため、農業委員会が現場の実態に合わせて主体的に目標を設定し活動できるよう速やかに通知の見直しを行うこと。

(3) 農地利用最適化推進委員等の活動記録の簡素化について

昨年度から農地利用最適化推進委員及び最適化活動を行う農業委員（以下、「推進委員等」という。）は活動記録の記帳を行うこととなった。

しかし、最適化活動は多岐にわたるとともに、昼夜を問わず、また活動時間の長短に関わらず、日常的に行われているが、推進委員等からは様式が複雑なため、実際には多くの活動に従事しているにもかかわらず、記録していないとの声が寄せられていることから、活動記録様式の大幅な簡素化を図ること。

(4) 農業委員会サポートシステム及びタブレットの運用について

農業委員会サポートシステムが初心者でも容易に操作できるよう、技術的にシステムの操作性の改善を図るとともに、各種統計調査や農業委員会の目標設定等に活用できる高度な抽出・集計機能を付与すること。

また、活動の効率化が図られるとして導入が勧められたタブレット端末では、通信状況等により使用できないことが多いことから、現場での使用に耐えられる環境改善を図るとともに、国等において、サポートシステムとタブレットの支援を行う総合窓口の設置すること。

(5) 未相続農地の解消と活用について

令和6年4月から、相続の発生から3年以内に登記・名義人変更を行うことが義務付けられることで、未相続農地の発生が減少することが期待される。これを、より確実にするため、農地の相続人が速やかに相続登記を行うよう全国規模の広報活動を行うとともに、自ら耕作を行わず、農地中間管理機構への貸付意思も表明しない場合に、所有者に未相続農地活用を促す実効性のある対策を講じること。

(6) 農業委員と農地利用最適化推進委員の併存配置の見直し

最適化活動をより効果的かつ機動的に推進するため、農業委員・推進委員の立場にかかわらず同様の農業委員会活動が行えるよう、農業委員と農地利用最適化推進委員の併存配置の在り方を見直すこと。

(7) 女性委員登用等の促進について

主として男性が担ってきた様々な職種において、女性の「感性」や「新たな視点」が加わることで活動が活発化している事例が多数あり、最適化活動の推進において女性の活躍が期待される。本年度は県内47農業委員会において、役員改選が実施された結果、女性登用率は農業委員で13.1%、農地利用最適化推進委員では、約5.7%となり、状況は改善されたものの依然登用率が低い状況にあり、更なる登用促進の取組が必要である。

このため、多くの女性の農業委員及び農地利用最適化推進委員が農業・農村の現場で活躍できるよう、女性リーダーの育成や、各種研修会の開催に併せた女性登用の機運醸成などの支援を強化すること。

2. 地域計画の策定支援について

(1) 地域計画策定や目標地図素案に係る新たな支援体制の構築

地域計画の策定に向け、市町村における協議の場の開催、地域での話し合いを円滑に進めるため、地域振興局農業農村支援センターに設置された専任チームによる支援を強化すること。

(2) 市町村、農業委員会の地域計画策定事務に関する支援の強化

地域計画の策定に伴い、農業委員会においては新たな業務が発生し、委員・推進委員の負担も増加することから、必要な経費への十分な支援予算を確保するとともに、コーディネート活動の推進や事務局体制の強化に向け、新たな職員の配置への支援を行うこと。

(3) 地域の実態に即した目標設定の実現

地域計画を真に実効性のあるものにしていくためには、目標設定が適切に行われる必要がある。しかし、現状は国の集積目標等がネックとなり、地域の実情と乖離した目標設定を行わざるを得ないケースがある。

このため、市町村が地域の実情に応じて、主体的かつ意欲的な目標設定ができるよう目標設定方法を改めること。

3 活かすべき農地の維持・確保に向けた条件整備について

(1) 地域と調和した秩序ある太陽光発電施設の設置と農地転用許可手続き時の農地法以外の課題への対応

営農型太陽光発電施設の下部で栽培される作物については、収穫に至らずに作物転換される場合があるなど、営農の適切な継続が確保されていない不適切な事案が見受けられる。

これらの不適切事案の発生防止や事案への厳格な対応を行うとともに、太陽光パネル下の営農が適切に行われるよう、法改正を含め下記の適切な措置を講ずること。

①一次転用の許可、許可取消等の是正処分が厳格に実施されるよう、次の事項を法令に明記すること。

⇒ a 一時転用に関する許可基準(収量8割要件等)、b 営農が適切に行われることを示す資料(営農計画書等)の提出、c 地域で作付けされていない作物等の作付理由書の提出

② 次の事項について、ガイドライン等によりその目的・趣旨や考え方を明確化し、許可権者に周知すること。

⇒ a 一時転用許可基準の考え方、b 地域計画との関係、c 荒廃農地を再生利用する場合の考え方、d 支柱以外の部分への影響の審査、e 営農の適切な継続及び地域農業への適切な寄与の確認、f 事業者の適格性の確保

③事業者の適格性の確保に関する法令違反者の氏名・法人の名称の公表や、営農型の適確な実施が確保されない場合の許可取消しにつながる仕組みを構築すること。

また、営農型太陽光発電の推進と景観の保全との調和を図るため、長野県が9月に制定した「長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例」の的確な運用を行うこと。

(2) 農地法の下限面積要件の撤廃に対する対応について

農地法の改正に伴い、農地を取得する際の下限面積要件が撤廃され、農業経験の乏しい者による安易な農地取得により、不適切な管理や耕作放棄地となることや、農地を取得後、耕作などをせず、短期間で宅地等に転用する投機目的に農地を取得する「転売ヤー」の動きが活発化することが懸念されていることから、これらの課題に的確に対応できるよう、農地の権利取得時の耕作者の属性の確認を要件とするなど、必要な法改正を早急に行うこと。

(3) 農地中間管理機構への十分な予算措置

農地中間管理法の改正により、農地の担い手への集積は機構事業に1本化されることとなったことから機構業務の増大が見込まれる。このため、増大する業務量に見合った体制となるよう、十分な予算の確保を図ること。

(4) 遊休農地対策の支援強化について

近隣農地に悪影響を及ぼす農地を含め遊休農地再生活用の取組を支援する補助事業を充実させるとともに、基盤整備、受け皿組織の育成、新規作物導入への技術支援等の体制づくりや、他産業と連携した生産物の高付加価値化、販路の確保等の総合的な支援を強化すること。

また、農地利用状況調査など委員の負担軽減と事務処理の大幅な効率化を図るとともに、農地情報の効果的な活用を促進すること。

4 担い手の確保対策について

(1) 新規就農者の経営開始に向けた支援の強化について

農業用ビニールハウスや農業機械導入などの、営農開始に必要な資材・機械等の価格が高止まりしており、新規就農希望者が就農に向けた営農計画を立てられない状況となっている。

このため、新規就農に係る資材・機械等の導入に対する融資限度額の引き上げや無利子資金の貸付期間の延長、助成事業の補助率・助成限度額の大幅な引き上げなど、起業の支援を行うこと。

(2) 雇用就農資金の充実強化について

新規雇用を支援する「雇用就農資金」については、新規雇用就農者の増加分を支援するという要件があり、積極的な規模拡大と雇用を志向する大規模経営体と比べ、一定規模の労働力で完結する中・小・零細規模経営体に対して不利に働く懸念があるため、経営体の従業員数に応じて要件を緩和する等、柔軟に支援できる仕組

みとすること。また、事業を活用する雇用就農者の定着に向けた支援についても、十分な予算を確保すること。

(3) 50歳以上の者への就農支援

国の担い手確保の支援事業については、現在、49歳以下を対象とした「新規就農者育成総合対策」の資金が措置されているが、50歳以上の者に対する支援がないことから、地域農業を担う担い手を一人でも多く確保するため、新たな支援措置を講じること。

(4) 多様な担い手の確保に向けた支援の強化

過疎化等により、特に人材が不足している中山間地域における多様な担い手を確保するため、定年退職者の就農や企業等の農業参入支援、就農・参入後のフォローアップなど参入側・受入側双方への総合的な支援を強化すること。

また、農ある暮らしを推進するための市民農園の開設について、支援の充実強化を図ること。

(5) 農業者年金制度・運用の改善

新規加入の重点である若い農業者と女性農業者の加入拡大のため、政策支援対象者への後継者の配偶者の追加など農業者年金の制度・運用の改善を図ること。

IV 米政策について

1 稲作農家の経営安定対策について

コロナ禍による予期せぬ米消費の大幅な減少が稲作農家の経営に深刻な影響を及ぼしている。

食料安全保障の観点から、国内で100%自給が可能な米の生産基盤を維持していくことは極めて重要であることから、米価の安定のため機動的な備蓄数量の運用を図るとともに、機械購入への助成の充実など、稲作農家への支援の充実強化を図ること。

2 水田活用の直接支払交付金の交付要件の見直しへの対応について

水田活用の直接支払交付金の見直しにより、5年間1度も水稻を作付しなかった対象水田は、交付金の対象外とされたが、交付金に代わる畑地化支援の期間は限定されたおり、支援の終了により、麦・大豆・そばの生産に壊滅的な影響を及ぼす恐れがあり、中山間地域を中心に農地の荒廃や農家の離農につながる懸念されている。

このため、畑地化支援期間終了後も、これらの作物が今後も安定的に生産できるよう、新たな助成措置を講じること。

3 米の需要拡大について

米の需要拡大に期待が大きい米粉の利用拡大を図るため、国内の製粉能力を大幅に向上させ、学校給食等での米粉パンの導入を進めること。

また、小麦粉製品に一定割合の米粉を使用した場合に国が助成を行うなど、国産米を活用する食品産業等への新たな支援策や長期的な視点に立った実効性のある米の需要拡大対策を講じること。

V 地域の実態に即した農業・農村振興対策の強化について

1 高齢化・人口減少に対応した農業・農村活性化対策について

高齢者、定年帰農者、新規就農者など多様な人材が共存し暮らしやすい環境づくりを進めるとともに、中山間地においては少量多品種の農産物生産・販売が続けられる等の地域の特色を活かした農業振興対策や農村への定住促進などの農村活性化対策を充実・強化すること。

2 防災減災・気象災害対策について

近年頻発している、凍霜害、雹害、台風などの気象災害の防止対策を強化するとともに、被害を受けた農業者が営農意欲を失うことなく、希望をもって作物の管理に取り組むことができるよう、万全の対策を講ずること。

また、大規模地震や、温暖化の影響で大型台風の発生など、過去に例のない豪雨が増加し、河川の増水・ため池の決壊や湛水等による被害から農地や農村の暮らしを守る対策が急務となっていることから、河川管理対策の強化、及び排水機場の機能維持、ため池の耐震化と地すべり防止施設の長寿命化を計画的かつ速やかに行うこと。

3 有害鳥獣対策について

中山間地域などにおける有害鳥獣による農業被害は、耕作放棄や営農の断念など、直接被害額に現われない地域農業の衰退という影響を及ぼしている。

このため、侵入防止柵の設置や維持管理に対する継続的な支援を行うとともに、捕獲等の担い手の確保・技能向上に向けた対策を強化すること。

4 CSF対策について

CSF(豚熱)については、現在も野生イノシシからの感染リスクも続いていることから、継続的な対策を講じること。

また、野生イノシシへの感染では、初確認から約4年半が経過しても、依然として陽性イノシシが確認され、中山間地域等におけるジビエ振興への影響が出ていることから、ジビエ活用に向けた支援を強化すること。

5 重要病害虫の検査・検疫強化と食の安全対策について

農産物等の輸入増加など海外との人や物の交流が進む中、ASF(アフリカ豚熱)や口蹄疫などの海外の家畜の伝染性疾病や国内未発生 of 重要病害虫の国内侵入リスクが高まっていることから、検査・検疫体制を強化し国内への疫病の持ち込みを阻止すること。

また、残留農薬検査の徹底、動物用医薬品の適正利用、遺伝子組換え食品の表示の適正化などの、食の安全・安心対策を進めること。

6 国産農産物の輸出促進について

国産農産物の輸出拡大に向け、産地と流通・販売業者の連携した取組に対する支援を強化すること。

また、コロナ禍における米消費の減少や食生活の欧米化を踏まえ、国産米を海外市場に売り込むための支援を強化すること。

大会スローガン(案)

- 「地域計画の鍵」は、共感・協働・自分ごと
- 地域計画の力でみんなの未来を育てよう
- 人生100年時代、農業者の笑顔と豊かな老後のため農業者年金への加入を勧めよう!
- 組織の機関紙「全国農業新聞」の委員・推進委員皆購読の徹底を図ろう!

大会宣言（案）

今、私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、それぞれの地域において、「今、耕されている農地を、耕せるうちに、耕せる人へ、次の農業者へバトンをつなぐ」を合言葉に農地利用最適化活動に取り組んでいる。

一方、農業の現場では、農業者の高齢化とリタイヤが急速に進む中、新たな担い手の確保が困難な状況が続いており、近い将来、農業者が激減することが見込まれている。

また、ウクライナ情勢や急激な円安などにより、肥料・飼料、燃油などの農業資材の価格が高止まりし、農業者の経営環境はかつてない厳しい状況に置かれている。

この状況に対し、私たち農業委員会組織は、農業者が安心して経営を継続できる施策の実現を国・県に強く求めるとともに、地域の農業・農地の未来を創る「地域計画」の策定に向け、「目標地図の素案作成」、「地域の話し合いへの参加」の2つの取組を全力で進めている。

本日、第8回長野県農業委員会大会を4つのスローガンを掲げ開催し、日々の委員活動の中から意見を積み上げた「農地利用最適化の推進に関する要請」を決議するとともに、県内有数の豪雪地帯で意欲的な最適化活動を行っている事例、地域計画の策定に向け、これまで蓄積したデータをフルに活用し、関係機関が連携して地域の話し合いを進めている事例、さらに、新たな担い手の確保に向け、移住者自らが地域の多くの農村女性や地域リーダーと連携し、新しい農業経営をスタートしている事例を学んだ。

取組事例から、私たちは、組織が本気になり、関係者と連携・協力することで、様々な難題・課題を乗り越え、前に進むことができることを確信した。

私たち農業委員・農地利用最適化推進委員の役割は多岐にわたり、一筋縄では進まない仕事ばかりではあるが、今年、県内の6割の委員会で改選が行われ、女性の登用が進んだ委員会、父親から経営をバトンタッチした若い担い手が委員となった委員会など、新しい感性や視点を持った仲間を迎えることができた。

今後も、女性、若い農業者の登用を進め、多くの仲間とともに活動を進めていきたい。

私たちは、これから、それぞれの地域に戻り、「地域計画の策定」など、様々な農地利用最適化活動を行っていくが、私たちの日々の活動の積み重ねが、必ずや、地域の明るい未来につながることを信じ、仲間とともに、全力で行動していくことを宣言する。

令和5年11月21日

第8回第8回農業委員会大会

⑥

5長農会議第143号
令和5年9月26日

農業委員会長 様

(一社)長野県農業会議
会長 望月 雄内
(公印省略)

令和5年度全国農業委員会会長代表者集会の開催について (通知)

平素、当会議の業務推進にあたり格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、標記の集会在、別紙開催要領により開催されますので、御多忙中誠に恐縮ですが、出席についてご配慮願います。

なお、主催者から出席依頼人数が示されていることから、各地区農業委員会協議会の概ね半数の農業委員会会長が出席されるよう地区協議会長に依頼したのでご了知願います。出席いただける場合は、別紙様式により10月31日(火)までにご報告願います。

また、下記の役職に該当される地区協議会長様におかれましては、本代表者集会に先立ち午前中に本県選出国會議員に対して、代表して要請活動を実施いたしますので、併せてご出席をお願いします。

なお、地区農業者年金協議会長におかれましては、前日の11月29日(水)13時から銀座ブロッサム(別会場)で「農業者年金加入推進セミナー」が開催されますので、お含みおきください。

記

1 全国農業委員会会長代表者集会

(1) 日 時 11月30日(木) 13:00~15:00

(2) 場 所 「文京シビックホール」(別添地図参照)

東京都文京区春日1-16-21

(3) 開催要領 別紙のとおり

2 旅費について

所属負担でお願いします。

3 本県選出国會議員への要請活動予定者

- ・県農業会議会長、副会長(佐久、松本)・・・別途、当会議から直接依頼済
- ・県農業委員会協議会 会長(長野)、副会長(上小、上伊那、北アルプス地区)

4 その他

代表者集会は、全国農業会議所がビデオ撮影し、後日動画視聴できます。

(問合せ先) 農政・農地部
(担当) 小林、松田
電 話 026-217-0291
FAX 026-219-2953

令和5年度全国農業委員会会長代表者集会開催要領（案）

令和5年9月
全国農業会議所

1. 開催の目的

農業委員会組織は、改正農業経営基盤強化促進法等の施行により、地域の目標地図の素案づくりを通じた地域計画の策定に向け、積極的な取組みを推進していくこととなります。

また、農業委員会は地域の代表として、農地制度の適正な執行、認定農業者等意欲ある担い手の確保・育成、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進等、「農地利用の最適化」の実現に向けた取組みを全力で進めていく必要があります。

このため、全国の農業委員会の会長代表者が一堂に会し、「地域の農地を活かし、持続可能な農業・農村を創る全国運動」をふまえ、農業委員会組織として農地利用の最適化への取組みを点検するとともに、今後の取組みを加速させるための研修を行うことを目的に、全国農業委員会会長代表者集会を開催します。

2. 主 催：一般社団法人全国農業会議所

3. 参 加 者：農業委員会会長代表者並びに都道府県農業会議役職員等
約1,000人（最大1,800人まで）

4. 実施方法等：会場への参集による開催。会場参加の人数は原則、別紙①のとおりとします。集会の様子はビデオ撮影し、後日動画を視聴できるようにする。

5. 期 日：令和5年11月30日（木）13時～15時
※決議と研修あわせて約90分とします。

6. 場 所：「文京シビックホール」
住所：東京都文京区春日1-16-21
TEL：03-5803-1100（代）

7. 日 程

(1) 開会

(2) 主催者挨拶

(3) 来賓挨拶

(4) 要請決議、申し合わせ決議、活動事例報告 (90 分)

①要請決議

第 1 号議案 令和 6 年度農業関係予算の確保等に関する要請決議
(案・仮題)

②申し合わせ決議

第 2 号議案 「地域の農地を活かし、持続可能な農業・農村を創る
全国運動」を推進するための申し合わせ決議(案)

第 3 号議案 「情報提供活動」の一層の強化に関する申し合わせ決議
(案)

③活動事例報告

1) 「地域計画策定へ特別推進チームを編成」 (仮題)

報告：宮崎県宮崎市農業委員会

2) 「地域計画策定の取組み」 (仮題)

①水田地帯

報告：福井県若狭町農業委員会

②果樹地帯 (中山間地域)

報告：長野県長野市農業委員会

(5) 閉会

8. 運営委員会

運営委員会は、集会当日 12 時 20 分より同会場で開催する。

9. その他

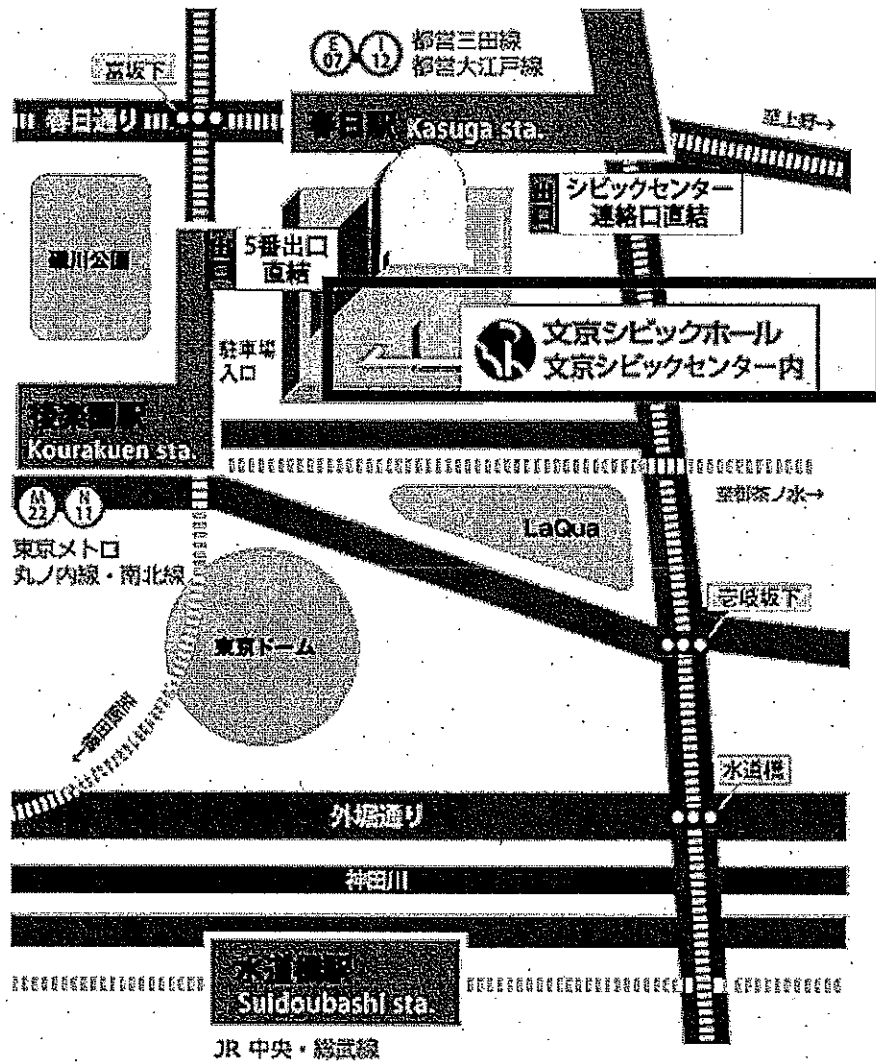
(1) 会場内での席は、主催より指定した座席とする。

(2) 来賓挨拶は、農林水産大臣、衆・参両院農林水産委員長等とする。

(3) 政府・国会への代表要請は、全国農業会議所の会長・役員を中心に行う。

(4) 各農業会議においても可能な範囲で地元選出の国会議員への要請活動を行う。なお、国会議員には本集会のご案内はしていません。

会場案内図



文京シビックホール

住 所：東京都文京区春日1-16-21

電 話：03-5803-1100 (代)

<交通アクセス>

- 東京メトロ後樂園駅・丸の内線 (4a・5番出口) 南北線 (5番出口) 徒歩1分
- 都営地下鉄春日駅三田線・大江戸線 (文京シビックセンター連絡口) 徒歩1分
- JR 総武線水道橋駅 (東口) 徒歩9分



加入推進ニュース



一般社団法人 長野県農業会議
令和5年10月13日 <No.7>

☆ 上半期の新規加入実績ベスト3！

	全体	若者(20~39歳)		女性
第1位	中野市(5人)	中野市(5人)	第1位	上田市(2人)
第2位	長野市(4人)	長野市(3人)	第1位	松本市(2人)
第3位	高森町(3人)	高森町(2人)	第1位	塩尻市(2人)
第3位	飯山市(3人)	飯山市(2人)	第1位	中野市(2人)

9月の新規加入者は、飯田市1人、中野市2人でありました。誠にありがとうございました。

<特集> さあ戸別訪問へ - 加入推進特別研修会を活かそう -

いよいよ下半期に入り、11月からは加入推進強化月間が始まりますので、農業者年金基金、JA長野中央会、農業会議、農業者年金推進協議会の4者共催により、9月に県内2会場で開催しました「令和5年度 農業者年金加入推進特別研修会」を活かして、戸別訪問活動などに取り組みましょう！

【研修会の概要】

- 農業者年金基金理事長表彰（令和4年度の加入推進が全国上位の2組織）
 - 佐久穂町農業委員会
 - ながの農業協同組合
〈加入推進活動の特徴〉
 - ・佐久穂町「日常生活の中での何気ない会話」「時間を空けて繰り返しの声掛け」等
 - ・JAながの「農業委員等との対策会議の開催」「JA広報誌に併せたチラシ配布」等
- 黒田 年金基金理事長の制度説明
 - ・農業者のためになる有効な制度を届ける
 - ・メリットの多い制度だと確信している
 - ・加入しないのは大変もったいない（知らない人ゼロをめざす）
- 加入推進の取組方針【重点取組】
 - ・改選農業委員会における加入推進相談会の企画開催（場の設定）
 - ・加入推進名簿を活用した「戸別訪問活動」の強化
 - ・令和4年の制度改正内容を含めた、農業者年金制度の周知活動
- 講演「農業者年金を活用した老後設計」講師：株式会社アセット榊の榊原喜久代表取締役
 - ・加入推進活動は、「地域農業の担い手対策」
 - ・加入推進活動の目標は、「農業者年金を知らない農業者ゼロ」
 - ・加入推進活動の基本は、「戸別訪問」【顔見知りが行けば成約率8割】
 - ・戸別訪問では、相手に関心を持っていることからメリットを説明する
子供がいる加入対象者の場合、「年金は本人のためでなく、家族のため」を強調する

☆ 「農業者年金特集号」が発行されました♪

農業者年金の啓発・広報の一環として、「農業者年金特集号」が発行されました。
（日本農業新聞及び全国農業新聞10月6日発行号に折り込み）
制度の概要や加入者の声などが紹介されていますので、加入推進にお役立てください。

農業者年金の令和5年度目標数・新規加入者数・目標達成状況

(令和5年9月末日現在)

市町村名	令和5年度目標数			新規加入者数			目標達成状況		
	全体	うち20~39歳	うち女性	全体	うち20~39歳	うち女性	全体	うち20~39歳	うち女性
小諸市	3	2	1						
佐久市	5	3	2	1					
小海町	1	1	1	1	1		○	○	
佐久穂町	2	1	1						
川上村	6	6	3						
南牧村	3	3	2						
南相木村	1	1	1	1	1		○	○	
北相木村	1	1	1						
軽井沢町	1		1						
御代田町	1	1	1						
立科町	1	1	1						
佐久計	25	20	15	3	2	0	2	2	0
上田市	3	2	1	2	1	2			○
東御市	2	2	1						
長和町	1	1	1						
青木村	1	1	1						
上田計	7	6	4	2	1	2	0	0	1
岡谷市	1	1	1						
諏訪市	1	1	1						
茅野市	2	1	1						
下諏訪町	1		1						
富士見町	1	1	1						
原村	3	2	1	1					
諏訪計	9	6	6	1	0	0	0	0	0
伊那市	3	1	1						
駒ヶ根市	2	1	1						
辰野町	1	1	1						
箕輪町	1	1	1						
飯島町	1	1	1						
南箕輪村	1	1	1	1			○		
中川村	1	1	1	2		1	○		○
宮田村	1	1	1						
上伊那計	11	8	8	3	0	1	2	0	1
飯田市	6	3	2	2	1	1			
松川町	2	2	1	1	1				
高森町	2	1	1	3	2		○	○	
阿南町	1		1						
阿智村	1	1	1						
平谷村	1	1							
根羽村	1								
下條村	1	1	1						
売木村	1								
天龍村	1		1						
泰阜村	1		1						
喬木村	1	1	1						
豊丘村	1	1	1	2	1		○	○	
大鹿村	1	1	1						
南信州計	21	12	12	8	5	1	2	2	0

市町村名	令和5年度目標数			新規加入者数			目標達成状況		
	全体	うち20~39歳	うち女性	全体	うち20~39歳	うち女性	全体	うち20~39歳	うち女性
上松町	1	1	1						
南木曾町	1	1	1						
木曾町	1	1	1						
木祖村	1	1	1						
王滝村	1								
大桑村	1		1						
木曾計	6	4	5	0	0	0	0	0	0
松本市	9	5	4	2	1	2			
塩尻市	4	2	2	2		2			○
安曇野市	3	3	2						
麻績村	1	1	1						
生坂村	1	1	1	1	1	1	○	○	○
山形村	2	1	1						
朝日村	2	1	1	1		1			○
筑北村	1	1	1	1			○		
松本計	23	15	13	7	2	6	2	1	3
大町市	1	1	1						
池田町	1	1	1						
松川村	1	1	1						
白馬村	1	1	1	1		1	○		○
小谷村	1	1	1						
北アルプス計	5	5	5	1	0	1	1	0	1
長野市	8	3	3	4	3	1			○
須坂市	4	2	2	1					
千曲市	3	1	1	1	1				○
坂城町	1	1	1						
小布施町	3	1	1						
高山村	1	1	1	1	1		○	○	
信濃町	1	1	1						
飯綱町	2	1	1	1	1				○
小川村	1		1						
長野計	24	11	12	8	6	1	1	4	0
中野市	9	4	3	5	5	2			○
飯山市	4	1	1	3	2	1			○
山ノ内町	4	2	2	2		1			
木島平村	1	1	1						
野沢温泉村	1	1	1						
栄村	1	1	1						
北信計	20	10	9	10	7	4	0	2	1
県計	151	97	89	43	23	16	10	11	7

28% 13%

は、令和5年度目標数を達成した市町村。

農業経営者の皆さまへ

雇用就農資金



全国農業会議所は、49歳以下の就農希望者を新たに雇用する農業法人等に対して資金を助成する「雇用就農資金」を実施します。

今回、本事業のうち以下2タイプの募集を行いますので、事業実施を希望される場合は、令和5年10月25日(水)～11月30日(木)(必着)に雇用就農資金HPの「応募申請フォーム」より申請を行ってください。

◎雇用就農者育成・独立支援タイプ：農業法人等が就農希望者を雇用し、農業就業又は独立就農に必要な実践研修を実施する場合に資金を交付

◎新法人設立支援タイプ：農業法人等が、新たな農業法人を設立して独立就農することを旨とする者を雇用して実践研修を実施する場合に資金を交付

※ 農業法人等が職員等を次世代の経営者として育成するために実施する派遣研修を支援する「次世代経営者育成タイプ」も随時募集しています。(詳細は、都道府県農業会議等にお問い合わせください。)

助成内容

支援タイプ	助成期間	助成額※1,2
雇用就農者育成 独立支援タイプ	最長 4年間	年間最大 60万円 (月額5万円)
新法人設立支援 タイプ		年間最大120万円 (月額10万円) (3-4年目は最大60万円) (月額5万円)

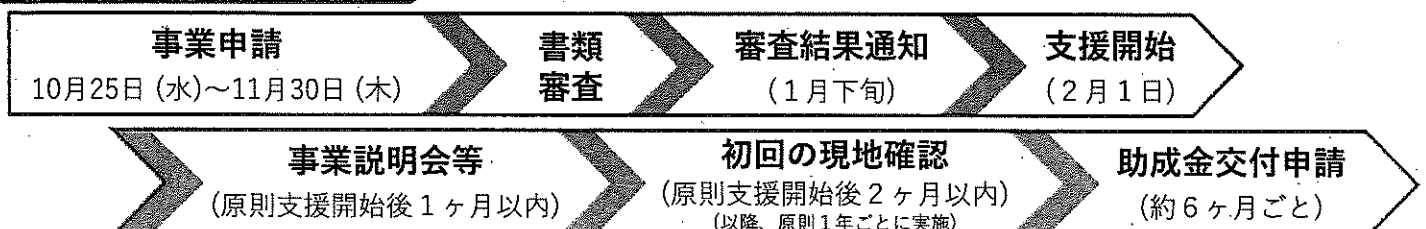
※1) 各タイプともに、新規雇用就農者が多様な人材(障がい者、生活困窮者、刑務所出所者等)の場合は、年間最大15万円(月額1.25万円)が加算されます。

※2) 事業実施期間が3ヶ月未満の場合は助成金は交付されません。

募集期間等

募集回	募集期間	支援期間	支援対象となる 新規雇用就農者の採用日
第1回	2023年3月1日～4月4日(終了)	2023年6月1日～2027年5月31日	2022年6月1日～2023年2月1日
第2回	2023年7月5日～8月8日(終了)	2023年10月1日～2027年9月30日	2022年10月1日～2023年6月1日
第3回	2023年10月25日～11月30日	2024年2月1日～2028年1月31日	2023年2月1日～2023年10月1日

応募～採択後の流れ



裏面へつづく

事業実施にあたっての主な要件

農業法人等の要件

- ① おおむね年間を通じて農業を営む事業体（農業法人、農業者、農業サービス事業体等）等であること。
- ② 十分な指導を行うことのできる指導者（当該農業法人等の役員又は従業員で、5年以上の農業経験を有する者等）を確保できること。
- ③ 新規雇用就農者との間で正社員として期間の定めのない雇用契約を締結すること（独立が前提の場合は、期間の定めのある雇用契約で可）。
- ④ 働きやすい職場環境整備に既に取り組んでいるか、新たに取り組むこと。
- ⑤ 雇用保険及び労災保険に加入させること（法人の場合は厚生年金保険及び健康保険にも加入）。
- ⑥ 1週間の所定労働時間が年間平均35時間以上であること（新規雇用就農者が障がい者の場合は20時間以上で可）。
- ⑦ 過去5年間に本事業、農の雇用事業等の対象となった新規雇用就農者が2名以上いる場合、当該就農者の農業への定着率が2分の1以上であること。
- ⑧ 研修内容等を就農に関するポータルサイト（農業をはじめの.JP）に掲載していること。



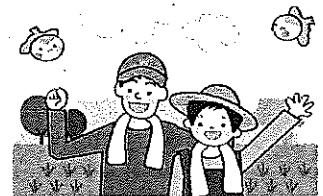
URL : https://app.be-farmer.jp/training_users/sign_in



(研修内容等登録フォーム)

新規雇用就農者の要件

- ① 支援終了後も就農を継続又は独立する強い意欲を有する50歳未満（採用時点）の者であること。
- ② 支援開始時点で、採用されてから4ヶ月以上12ヶ月未満であること。
- ③ 過去の農業就業期間が5年以内であること。
- ④ 原則として農業法人等の代表者の3親等以内の親族でないこと。
- ⑤ 過去に就農準備資金、農業次世代人材投資資金（準備型）等で同様の研修を受けていないこと。



★ 過去に本事業の支援対象となった新規雇用就農者が離農している場合には、離農した新規雇用就農者の数を超えて雇用した新規就農者の増加分が支援対象になります。

事業に関する問合せ先

- ・ 詳細は、「一般社団法人 長野県農業会議」（電話026-217-0291）へお問い合わせください。
- ・ 農業会議等の連絡先、募集要領・応募申請フォーム等は以下の公式HPでご確認ください。

公式HPは **雇用就農資金** で検索 (https://www.be-farmer.jp/farmer/employment_fund/original/)

農業者には

“コレ”

があります。



農業者年金

農業者年金(制度)ってなに?

自分のために老後の年金を積み立てる制度です(公的制度)。

①積み立て

自分で決めた額を積み立て
月額保険料：
基本20,000円~67,000円

独立行政法人
農業者年金基金が
一元的に運用管理
平均運用利回り 2.74%

②受け取り

60歳から75歳未満で本人が請求。
一生涯にわたり受け取ることができます。

農業者年金の加入資格

こんな方が加入できます

次の3つをすべて満たす方が加入できます。

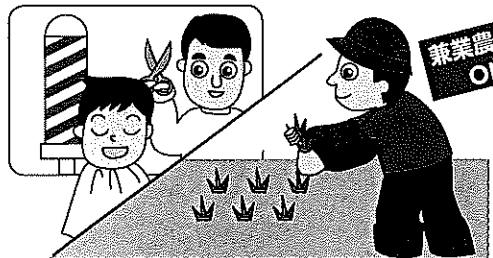
- ① 年間60日以上農業に従事する方
- ② 20歳以上65歳未満の方
※ただし、60歳以上の方は、国民年金の任意加入者(注)に限り加入できます。
- ③ 国民年金の保険料を納めている方(国民年金第1号被保険者の方)



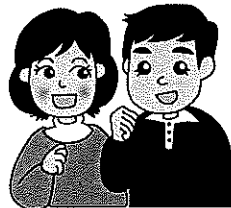
農業経営者



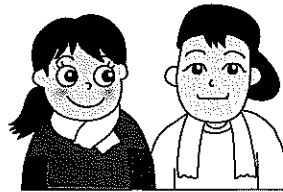
配偶者



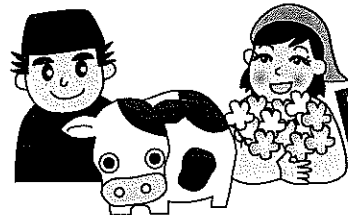
自営業と兼業農家



後継者とその配偶者



農業従事者
農家のパートさん



農地の権利名義を持たない
畜産農業者・施設園芸等農業者など

加入の種類

加入には、次の2つの種類があります。

- ① 通常加入………保険料を全額自己負担する加入。
- ② 政策支援加入…保険料の国庫補助を受ける加入。認定農業者など一定の要件を満たす農業者が対象になり、月額最大1万円の補助を受けることができます。

(注) 国民年金の任意加入者とは、国民年金の保険料納付済み期間が480月に満たない方で、年金額の充実を目的として、国民年金に任意で加入している方をいいます。

「人生100年時代」が現実のものになりつつあります。備えましょう!

■将来いくらもらえるの?《受け取り見込額の試算》

【例】 通常加入で、月額2万円の保険料を納めた場合の例。(基本60歳未満の間、いつからでも加入できます)

(単位:円)

加入年齢	納付期間	保険料納付額	男性		女性	
			年金額	年金受給総額	年金額	年金受給総額
20歳	40年	9,600,000	853,200	18,343,800	725,000	19,575,000
30歳	30年	7,200,000	557,800	11,992,700	474,000	12,798,000
40歳	20年	4,800,000	325,700	7,002,600	276,800	7,473,600
50歳	10年	2,400,000	143,300	3,081,000	121,800	3,288,600
59歳	1年	240,000	12,800	275,200	10,900	294,300

試算の前提

- ・平均運用利回りは、2.74%(H14~R4年度の平均運用実績)で計算。
- ・年金額は、65歳時点の年額。
- ・年金受給総額は、男性では86.5歳、女性では92歳(男女とも平均余命)まで年金を受給された場合の総額を表しており、さらに長生きされた場合は、これよりも多く受給できることになります。



■その他のメリット(一例)

支払った保険料が、全額社会保険料控除の対象になります。(=節税できます)

【試算例】 その年の収入額800万円、かかった経費200万円の場合
課税対象所得は、800万円-200万円=600万円となります。

農業者年金に未加入の場合

年間税額は、600万円×税率30.4%
= 1,824,000円……………①

**農業者年金に加入している場合
(保険料月額6万7千円、年額80万4千円の場合)**

年間税額は、(600万円-80万4千円)×税率30.4%
=1,579,584円……………②



なんと! 年間節税額は、
① - ② = **244,416円** ←この額が手元に残せます!

■農業者年金の加入状況

平成14年度~令和4年度までの累計で、全国で133,952人、うち長野県は2,872人となっています。

■注意点

- ・農業者年金は、貯金のように途中で引き出すことはできません。積み立てた保険料は、(独)農業者年金基金が運用し、将来、年金として支払われます。
- ・iDeCo(イデコ)や国民年金基金との重複加入はできません。
- ・農業者年金の加入にあたっては、「国民年金の付加年金」への加入が要件となっています。



「農業者年金の件で」と
お電話ください。

農業者年金に関する相談・お問い合わせ先

「一般社団法人長野県農業会議」 TEL026-217-0291
※または、市役所・役場内の農業委員会事務所にお問い合わせください。
「JA長野中央会」営農支援センター TEL026-236-2019
※または、最寄りのJA金融窓口にお問い合わせください。